



鶴ヶ島第二小 学校だより

《学校教育目標》

- ・思いやる
- ・進んで学ぶ
- ・体をきたえる

令和8年5月15日

第3号

一歩前へ!

校長 山崎 真由美



若葉の薫る季節です

ゴールデンウィークが過ぎ、子ども達の活動もいよいよ本格的になってきました。夏を思わせるような暑い日も増えてきましたが、子ども達は毎日元気に校庭に出て、汗びっしょりになりながら元気に遊んでいます。

過日行われました個人面談では、お忙しい中、都合をつけていただきありがとうございました。お話しさせていただいたことを今後の指導に役立てていきたいと思っております。引き続き、お子さんのことで気になることやご心配なことがありましたら、遠慮なく担任や学校にご相談ください。

学校運営協議会が開催されました



5月7日(木)に令和8年度第1回学校運営協議会が開催されました。学校運営協議会は『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』に基づく制度です。学校運営協議会は教育委員会によって学校に設置され、その委員はその学校や地域に合わせ、教育委員会によって任命されます。本校の委員には、地域の「支え合い協議会」や自治会、PTA や学校応援団、学区内にある企業や学童クラブ、南市民センターや民生児童委員等から13名の方々が任命され、学校と対等な立場で協議し、目標や将来像を共有して一体となって子ども達を育むべく活動してくださっています。今年度も今回を含めて5回の協議会が予定されています。様々なテーマで「熟議」をしたり、アイデアを出していただいたり、学校評価を基に子ども達のために何が必要かを話し合い、実行していただく予定です。活動についてご興味がある方は、傍聴ができます。傍聴をご希望の場合はぜひ学校(049-285-1878)までご連絡ください。

【今後の予定】
第2回 9月8日(火)、第3回 12月15日(火)、第4回 2月2日(火)
第5回 3月16日(火) ※時刻は10:00より(第4回のみ10:30~)

令和8年度も「校長のぐんぐんノート表彰」(「読書表彰」も行います!)を継続します。がんばったら認めて、たくさんほめてあげましょう。ご家庭でも取り組みに対する声掛けをぜひお願いします。(昨年度からのノートを使用して、2冊終わった子がすでに3人います) また、タブレットを使用して「ドリルパーク」に取り組むこともよい「自主学習」ですね。

めざす学校像


「一人一人の瞳が輝き、あたたかい学校」



めざす児童像

- 自分も人も認め、大切にする子
- 学び合う子
- 失敗をおそれず、挑戦する子

6月の行事予定〔水無月・みなづき〕

1	月	読書月間開始、なやみごとアンケート	17	水	クラブ②	
2	火	尿検査二次、教育相談日①、	18	木	ロング昼休み	
3	水	たてわり②、教育相談日②、尿検査二次、なかよし交流会（1・2校時、藤中）	19	金		
4	木	短縮4（下校 13:30）、	20	土	土曜公開日（2～4校時公開）、全学年短4月曜日課 12:25 下校	
5	金	PTA 集金日、教育相談日③、耳鼻科検診（13:30～）	21	日		
6	土		22	月	振替休業日（6/20分）	
7	日		23	火	学級の時間、6年校外学習（国会議事堂、科学技術館）	
8	月	読書/読み聞かせ	24	水	クラブ（1学期最終）	
9	火	学級の時間、眼科検診（14:00～）	25	木	歯科検診（9：00～）	
10	水	委員会	26	金		
11	木	4年校外学習（鶴ヶ島浄水場、西部クリーンセンターはとやま）	27	土	鶴二小ホームページのQRコードです。今年度も更新がんばります！	
12	金	特別金曜日課（掃除なし・1～3年5時間、4～6年6時間）	28	日		
13	土		29	月	読書/読み聞かせ	
14	日		30	火	お話朝会	
15	月	読書/読み聞かせ、校内硬筆展(20日まで)	≪鶴ヶ島市の基本的な生活習慣の合言葉≫ 早寝・早起き・朝ごはん・朝うんち			
16	火	音楽朝会（発表2年）				

公開日にお越しください

6月20日(土) 2校時から4校時
(9:25～12:10)

6月20日(土)に今年度初めての土曜公開日を実施いたします。今年度は2校時(9:25～)から4校時(11:25～12:10)までの時間、学年に関係なく全てのクラスの授業の様子をご覧いただけます。また、業間休みもはさんでいますので、休み時間の子ども達の様子もご覧いただきたいと思います。子ども達が頑張っている姿や学習の様子をぜひご覧ください。また、地域の方々の参観も大歓迎です。



恐れ入りますが、大勢の方々の校内への出入りが予想されますので、必ず名札を着用してください。地域の方々へは、来校者用の名札を用意しますので、2階職員玄関からお入りいただき、事務室にお声がけください。

児童虐待防止 <学校には「通告義務」があります>

児童虐待は人権侵害の一つです。学校には、児童に虐待が疑われる場合には、関係機関に通告する義務があります。

「叱ること」と「怒ること」は違います。叱ることは、それは良くないからやめなさいと相手を諭すことでもあります。怒ることは相手の行為に腹立たしくなったことを表情や言動で一方的に表したにすぎません。しつけと虐待は違うということを十分認識してください。

こどもの前でのDVや家族の口論、育児放棄などのネグレクトなども、子供の心を傷つける行為であり、虐待の一つとして扱われます。

虐待が疑われる様子に気づいた場合、市や県の関係機関の相談窓口までご連絡下さい。

- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」
- 埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」
- 鶴ヶ島市こども家庭センター TEL049-277-6055